

東京工業大学陸上競技部自動支援会会則

平成 28 年 3 月 6 日 承認

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

この会は、東京工業大学陸上競技部自動支援会（以下、本会という）と称する。

第 2 条 (事務所)

本会は、主たる事務所を東京都もしくは隣接県に設置する。

第 3 条 (目的)

本会は東京工業大学陸上競技部(以下陸上部)の部活動を支援し、自動支援会員相互の親交を深めることを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は前項の目的を達成する為に次のことを行う。

1. 自動支援会費による陸上部活動支援（遠征費補助、用器具代補助）。

第 5 条 (事業年度)

1. 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日までとする。
2. 本会の運営資金は、会費、その他をもってこれに充てる。

第 2 章 会員

第 6 条 (会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、以下に該当する個人で構成する。

(正会員)

- ・陸上部入部後、学部 3 年次役員改選まで陸上部に在籍した者で、学部または大学院卒業後に入会届を提出した者。
- ・上記に該当しない者において、本人が正会員になることを希望し、幹事会が認めた者。

(学生会員)

- ・入部後、学部 3 年次役員改選まで陸上部に在籍した者で、大学院入学時に入会届を提出した者。
- ・大学院卒業時に退会の申し出がない限り、自動的に正会員へ切り替えることとする。

第 7 条 (会費)

会員は、所定の年会費を支払う。正会員は 5,000 円、学生会員は 2,000 円とする。

第 8 条 (会員の資格)

1. 会員の資格の有効期間は、本会事業年度の 1 年間とする。但し、退会の申し出が無い限り、毎年自動的に継続される。
2. 会員が本規定に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合、並びに年会費等を滞納した場合は退会させることが出来る。

3. 退会届を提出した者は退会することが出来る。

第 3 章 運営組織

第 9 条（総会および幹事会）

1. 本会には会務の重要事項を決定する機関として総会を置く。
2. 総会は、会員の過半数をもって成立し、出席役員の過半数の賛成をもって議決する。但し、委任状を認める。
3. 総会は会長が招集する。定期総会は原則として年 1 回開催し、次の事項を行う。
 - ① 前年事業および会計報告
 - ② 当該年役員承認
 - ③ 当該年事業計画策定
 - ④ その他の議事
4. 臨時総会は正会員 10 名以上から要求があるとき、または幹事会の決議により会長 が召集する。
5. 幹事会は幹事長が招集する。

第 10 条（役員）

本会には、次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
- ② 幹事長 1 名
- ③ 幹事 少なくとも 4 名
- ④ 会計幹事 1 名

第 11 条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、本規約に定める業務を執行する。
2. 幹事長は幹事会を代表し、必要に応じて幹事会を招集する。
3. 幹事は幹事会を構成し、本会の重要事項を処理する。
4. 会計幹事は本会の業務及び会計の状況を監視する。

第 12 条（役員の選任）

1. 幹事長、幹事、会計幹事は幹事会において会員の中から選出する。
2. 会長は幹事会の推薦により選任する。

第 13 条（役員の任期）

1. 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員の欠員または増員を生じた場合、役員の任期は前任者または他の在任者の残存 期間と同一とする。

第 4 章 会則の変更並びに解散

第 14 条 (会則の変更)

この会則は、総会において 3 分の 2 以上の議決を経なければ変更することができない。

第 15 条 (本会の解散)

本会の解散に伴う残余財産は、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第 5 章 その他

第 16 条 (運営の細則)

本会の運営に関する事項でこの規約に定めのない事項については、別途、総会を経て定める。

付則

1.この会則は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。